

令和 3 年度 第 2 回 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市公設地方卸売市場」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：福知山市公設地方卸売市場 所 在 地：福知山市問屋町 63 番地の 1 指定期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（1 年間） 所管部署：産業政策部農林業振興課 電話番号 0773-24-7044
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （現指定管理者による指定期間延長（1 年間）で対応）
指導等内容	（1）今回、1 年間の指定期間延長を行うが、漠然と延長した期間を管理運営するのではなく、コロナ禍により関連店舗数が減少していることも見られるので、質的向上を図っていく。 （2）府・国との協議の進捗状況によっては、年度途中で指定管理者制度を終了させないといけないので、その点を踏まえ次の指定管理者には事業移管までの間しっかり施設を維持管理してもらうよう配慮すること。